（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号ロ中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第二十四面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5　前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項に」とあるのは「第三条第一項に」と、同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

5　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6　前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条　前条第一項から第四項まで（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。次項及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2　前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因